

# 求人者情報管理規程

## 第1条（目的）

本規程は、当社が入手する求人者情報について、適切な管理を図ることを目的とする。

## 第2条（求人者情報の範囲）

本規程で求人者情報とは、職業安定法第51条2項および職業安定法施行規則第33条の2で定める「法人である雇用主に関する情報」であって、求人者および再就職支援事業における関係雇用主（以下、「求人者等」という）の法人情報をいう。

但し、以下の求人情報は本規程の対象外とする。

1. 既に公知となっている情報及び取引後に公知となった情報
2. 求人者等が公表することを書面により承諾した情報
3. 当社が正当な第三者から適法に入手した情報
4. 取引開始前に、当社が既に入手していた情報 なお、求人者等に係る個人情報とは、別に定める「個人情報適正管理規程」に則り適正に管理するものとする。

## 第3条（求人者情報の取り扱いと保管）

求人者情報の取り扱いと保管については、以下の措置を講じるものとする。

1. 求人者情報を取扱うことができる者は、職業紹介責任者及びその指定する者に限る。
2. 求人者情報は、求人者情報を取り扱うことができる者以外が自由に見ることができない方法で保管しなければならない。
3. コンピュータ等の電子媒体で保管する場合は、ID番号、パスワードの設定等の漏えい防止施策を設けなくてはならない。
4. 求人者情報は施錠のできる保管施設に保管しなければならない。

## 第4条（求人者情報の提供と公表）

求人者等の書面による同意がある場合を除き、求人者情報を第三者に提供若しくは公表してはならない。ただし次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

1. 職業紹介において、求人者の情報を求職者に提供する場合 この規程はあくまでサンプルで、今後、関連する法令の改正なども予想されますので、個々の内容は事業者様の責任で確認して活用するようにしてください。
2. 優良職業紹介事業者推奨事業の「認証機関」として設置された第三者委員会へ提供する場合
3. 法令に基づく場合

## 第5条（基本取引契約の締結）

求人者との間に紹介事業開始前に、基本取引契約を締結するものとする。基本取引契約の中には、求人者の事業運営上の機密を外部に漏らさない旨の「機密保持条項」が記載されていなければならない。

## 第6条（改廃）

本規程の改廃は、取締役会の承認を得て効力を発するものとする。

## 第7条（施行）

本規程は平成31年9月1日から施行する